

答 申 第 7 号

平成19年 8月10日

松阪市長 下 村 猛 様

松阪市個人情報保護審査会

会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

1. 松阪市個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成19年8月8日 第6回松阪市個人情報保護審査会

答 申

審 査 案 件	国保ヘルスアップ事業に関して、基本健康診査の目的外利用について
審 査 会 の 意 見	個人情報の目的外利用に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 ただし、目的外利用を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、目的外利用をする必要性やその範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が内部で利用されることのないよう慎重に対応するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。
審 査 内 容	国保ヘルスアップ事業の趣旨に鑑み、基本健康診査結果を利用することに公益上の必要があると認められ、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから上記のとおり意見を取りまとめた。
審 査 日	平成１９年８月８日（水）
個人情報取扱事務 の 名 称	国保ヘルスアップ事業
利用する個人情報 の 項 目	氏名、性別、生年月日、住所 平成１８年度老人保健法による基本健康診査データ
事 務 の 目 的	基本健康診査の結果から生活習慣病予備群を抽出し、国保ヘルスアップ教室への参加募集を行う。
所 管 課（室）等	保健部 健康推進課 保険年金課